

佐賀県告示第 373 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、令和 3 年 9 月 24 日から令和 3 年 10 月 25 日まで佐賀県県土整備部道路課及び東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 9 月 24 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

道路の種類 及び路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 264 号	三養基郡みやき町大字寄人字一本松 1292 番 4 地先から 三養基郡みやき町大字寄人字一本松 1261 番地先まで	令和 3. 9. 24
県道 久留米基山 筑紫野線	鳥栖市養父町字布津原 56 番 1 地先から 鳥栖市牛原町字平町 514 番 4 地先まで	令和 3. 9. 24
県道 北茂安三田 川線	三養基郡みやき町大字中津隈字三本松 1986 番 2 地先から 三養基郡みやき町大字中津隈字干飯 3083 番 2 地先まで	令和 3. 9. 24
県道 早良中原停 車場線	三養基郡みやき町大字原古賀字一反原 212 番 1 地先から 三養基郡みやき町大字原古賀字六本黒木 1172 番 3 地先まで	令和 3. 9. 24
県道 中津隈原古 賀線	三養基郡みやき町大字原古賀字町南 7117 番地先から 三養基郡みやき町大字原古賀字一反原 252 番 1 地先まで	令和 3. 9. 24